

# 高齢者医療・福祉給付金拡大状況について

(2007年9月1日現在)

【高齢者への医療費助成】と【福祉給付金の拡大】の空欄は未実施  
 高齢者への医療費助成を行っているのは津島市、西尾市、小牧市、豊山町、春日町の5市町のみ  
 73・74歳への医療費助成を実施する市町村はなかった。検討中なのは19市町村  
 福祉給付金を県制度から何からかの拡大をしているのは31市町村、そのうち年齢を引き下げての実施は、  
 名古屋市、瀬戸市、津島市、大府市、北名古屋市、春日町、一色町の7市町のみ  
 2008年度から愛知県は、「73・74歳の老人医療費助成制度」の廃止及び、福祉給付金の対象から「市町村  
 民税非課税世帯のひとり暮らし高齢者」を外す、制度改悪を行うことを表明している

市町村名	高齢者への医療費助成	73・74歳への 医療費助成について			福祉給付金制度の拡大について
		する	検討中	なし	
合計	5	0	19	44	31
1 名古屋市					1. 70歳以上に拡大 2. ねたきり・認知症は特別障害者手当の所得制限に拡大 3. 精神障害1級に拡大
2 豊橋市					
3 岡崎市					精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害で厚生年金保険法施工令別表第1の第13号に定める障害の状態と同程度、若しくはそれより重度の状態にあるもの。
4 一宮市					老人保健適用の精神障害者の場合、自己負担額の一部又は全部を助成(入院医療費は2分の1、自立支援医療公費の通院医療費対象の自己負担額は全額を助成)
5 瀬戸市					老人医療費65歳以上3カ月寝たきり。所得制限なし
6 半田市					IQ75以下の障害者医療受給者
7 春日井市					精神障害者通院医療費(自立支援)自己負担額を助成。精神保健福祉手帳1・2級所持者の入院費(全疾病)自己負担額の1/2を助成
8 豊川市					
9 津島市	70歳未満の方で昭和12年9月30日までに出生した方で、所得要件を満たしている方に対して、医療保険の自己負担額から一部負担金を控除した額を助成				左記の市単独老人医療受給者のうち、ひとり暮らしで非課税の方及び自立支援医療(精神の通院医療に限る)の対象となる老人保険・老人医療受給者の方)
10 碧南市					
11 刈谷市					対象者として、福祉医療要件該当者に精神障害者医療を加えている
12 豊田市					戦傷病者手帳保持者(所得制限以上)、介護保険要介護3に認定され世帯員全員が市県民税非課税の人、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の人、精神保健指定医により精神病と診断された入院中の人
13 安城市					精神障害者医療費分、戦傷病者医療対象者の所得制限超過者

市町村名		高齢者への医療費助成	73・74歳への医療費助成について			福祉給付金制度の拡大について
			する	検討中	なし	
14	西尾市	65歳以上の寝たきり老人で、心身の障害で6カ月以上寝たきりで介護を必要とする人(老健該当者を除く)				自立支援医療受給者証(精神)及び、精神障害者保健福祉手帳(1、2級)の所持者及び、精神障害で入院の者の医療費の自己負担分を支給
15	蒲郡市					精神障害者も対象としている
16	犬山市					
17	常滑市					
18	江南市					
19	小牧市	精神障害者保健福祉手帳1、2級保持者の方への入院医療費(全疾病)への助成				
20	稲沢市					
21	新城市					戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者で所得制限により、補助対象とならない4人を市単独で給付
22	東海市					
23	大府市					65歳以上の寝たきり老人で、その老人の属する世帯の主たる生計維持者の市民税が非課税又は要介護4・5で3カ月経過後
24	知多市					
25	知立市					・精神障害者1、2級の者へ、通院は自己負担額の全額、入院は自己負担額の1/2 ・自立支援法の認定を受けている者へ対象医療機関の通院について全額助成 ・精神障害のため入院している者へ入院費1/2を助成
26	尾張旭市					・特定疾患治療研究事業対象者に特定疾患以外の治療の自己負担分 ・障害者自立支援法第52条の認定を受け精神通院の医療費支給を受けている者に、法定自己負担分 ・精神保健福祉法第5条に規定された疾患で入院治療を受けた者に自己負担の半額
27	高浜市					
28	岩倉市					戦傷病者の所得制限なし
29	豊明市					精神障害者への医療費助成 自立支援医療の自己負担、福祉手帳1～3級所持者への保険の自己負担分、ただし、入院費は高額を除く2分の1
30	日進市					精神障害者医療費支給条例対象者分
31	田原市					入院時の食事の半額を助成
32	愛西市					精神障害者手帳所持者1～3級
33	清須市					食事療養費を拡大している
34	北名古屋					1. 昭和10年9月30日生まれ以前の方を対象としています 2. 受給要件の障害者に精神障害者を含めています 3. 平成19年10月1日から受給要件の障害者、老人保険受給者の精神通院医療の自己負担額を補助します

市町村名	高齢者への医療費助成	73・74歳への医療費助成について			福祉給付金制度の拡大について
		する	検討中	なし	
35	弥富市				
36	東郷町				
37	長久手町				老人保健受給者の自立支援医療受給者証(精神通院)所持者
38	豊山町	医療費助成制度を1年延長した			療育手帳C所持者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者であると精神科医により診断された方を対象。また、入院時の食事療養費を助成対象としている
39	春日町	老人医療費助成を65歳以上70歳未満の方で、住民税非課税の方に2割助成。ただし、平成19年9月30日まで。以後73歳に対象年齢引き上げ			老人医療対象者(65歳～75歳未満) 障害者医療(精神)対象者(73歳以上)
40	大口町				
41	扶桑町				
42	七宝町				
43	美和町				
44	甚目寺町				
45	大治町				
46	蟹江町				入院時の食事療養費の2分の1を補助
47	飛島村				
48	阿久比町				
49	東浦町				
50	南知多町				
51	美浜町				
52	武豊町				
53	一色町				65歳以上の精神手帳1・2級所持者及び昭和7年10月1日以前生まれの自立支援医療受給者証(精神医療)所持者に対して福祉給付金を支給
54	吉良町				精神障害者手帳1・2級の方、自立支援医療受給者証を持っている方、精神疾病で入院医療を受けている方を対象としている
55	幡豆町				精神障害者の人が老人保健に該当した場合は、町単独で福祉給付金で自己負担分を還付します
56	幸田町				
57	三好町				精神障害者に対する給付
58	設楽町				
59	東栄町				
60	豊根村				
61	音羽町				
62	小坂井町				
63	御津町				